

若宮八幡宮蔵

『足利將軍若宮八幡宮參詣絵卷』の図像と画面構成

下坂 守

はじめに

一、將軍の社參行列―第1場面―

①門前の從者たち

②將軍とその扈從者

二、將軍の御殿參拜―第3場面―

三、社内の風景―第2場面―

①人物

②施設

四、図像の精度

①返し股立ち

②辻固

③長小結の烏帽子

むすび

はじめに

現在、京都市東山区五条橋東五丁目に鎮座する若宮八幡宮がいくつかの変遷を経て、この地に社地を定めたのは慶長十年（一六〇五）のことという。同社は古くは「六条八幡宮」「左女牛八幡宮」の名で呼ばれていたことから知られるように、平安時代より左女牛西洞院に鎮座した神社であった。しかし、豊臣秀吉の時代にいたり天正十一年（一五八三）と同十六年の二度にわたって社地を移され、その後ようやく道澄法親王からの寄進を受け現在地に落ち着いたのが慶長十年のことであった。かつての左女牛西洞院の旧地は源頼義（九八八―一〇七五）の屋敷地だったところで、同社の草創はかの屋敷内への八幡若宮勧請に始まると伝えられる。源頼朝以降、鎌倉幕府・室町幕府の歴代將軍が当社を厚く崇拝したのは、まさにこの源氏との深い関わりによる。¹⁾

この古い歴史を誇る若宮八幡宮には、現在、將軍の当社への參詣の有様を描いたという一巻の絵卷が伝えられている。いわゆる『足

利將軍若宮八幡宮參詣繪卷』と呼ばれる繪卷で、その繪卷の主人公となつてゐる將軍については、古く松平定信（一七五八―一八二九）編纂の『古画類聚』が、室町幕府の三代將軍足利義満（一三五八―一四〇八）とする。²しかし、現在は同じ室町幕府の將軍でも、義満ではなくその子義持（一三八六―一四二八）をもつて繪卷の主人公とする説が一般的となつてゐる。³その拠り所となつたのは、近代に入つて表紙の外題上に貼付された次のような張り紙である。

應永十七年八月十五日

第廿壹区五條橋東

從一位將軍足利義持公

若宮八幡社

御社參式之図

祠官森田正康

ここに署名する先代代の若宮八幡宮の宮司森田正康氏がいかなる根拠のもとに、この繪卷の主人公を足利義持とし、またその參詣の日を應永十七年（一四一〇）八月十五日とされたものかはよくわからないが、⁴伝承にはいつの頃からか異説が生じていたことになる。

ただ、その主人公の將軍が誰であるかはともかくとして、これがある足利將軍の若宮八幡宮への參詣風景を描いたものであることは、その内容からして疑いない。足利將軍の出行風景はもとより、これほどまとまつて室町幕府の武士たちを描いた絵画史料は他になく、この点で本繪卷はきわめて高い価値を有するものといわなければならぬ。にもかかわらず、早く村井康彦氏がそのなかに同朋衆の姿

を發見・指摘された他には、これまで本格的な研究がないのが現状である。⁵そこで本稿では、本繪卷に関する研究の基礎作業としてここに描かれてゐるさまざまな圖像を分類・整理し、この繪卷の画面構成ならびに作成目的等について考察したい。

なお考察に先立つて、本繪卷の作成時期について簡単に触れておくと、この繪卷の作成時期は、画風や描かれてゐる装束などから判断すれば、少なくとも足利義満・義持の時代といった室町時代前半まで遡るものではなく、室町時代の後半、より細かくいえば、天文（永祿（一五三二―一五七〇）頃まで下ると考えられる。

画風からいえば、美術史家の狩野博幸氏によると、類例が少ないため断定はできないものの、その制作時期は十六世紀半ばを下ることはないといふ。⁶また画証の点では、画中に数多く見えてゐる肩衣袴の服装が大きな手掛かりとなる。「小袖などの上に着る方領かきうりの腋のあいた袖のない上半身衣」としての肩衣を付けたいわゆる肩衣袴かきうりの服装が一般化するの、永正年間（一五〇四―一二）の頃からといわれ、⁷期せずして画風と装束は、ともにこの繪卷が十六世紀半ば頃に作られた可能性がきわめて高いことを指し示してゐる。よつて、この繪卷の主人公がたとえ足利義満・義持のいずれかであつたとしても、描かれてゐる風俗・景觀等は、すべて後世のものであり、これをもつて室町時代前期の將軍參詣の有様を論じることができないこととなる。

法量一覧

紙数	横
1紙	67.3cm
2紙	68.1cm
3紙	66.6cm
4紙	65.4cm
5紙	67.1cm
6紙	65.8cm
7紙	67.6cm
8紙	68.0cm
9紙	68.2cm
10紙	68.3cm
11紙	66.1cm
12紙	65.2cm
13紙	64.7cm
14紙	63.5cm
15紙	43.0cm

縦はいずれも37.5cm

本紙は全十五紙からなり、各紙の法量は右表の通りである。末尾の第十五紙目は後補のもので、したがって本来の料紙は十四紙。全紙にわたって天地に霞が引かれ、第一紙目には次のような墨書がある。

洛中六條八幡宮

將軍

御社參之躰

墨書はこれ以外はすべて「七條坊門」「西洞院川」「四足門」といった通り名や川・建物の名称に限定されており、いわゆる詞書にあたるものは一切ない。料紙の継目の状態から判断しても、詞書は当初から存在しておらず、第一紙に見える右の墨書が唯一の説明らしい説明といえる。

絵巻の内容は大きく分けて、次の三場面から構成される。

第1場面 將軍の社參行列（門前から四足門まで）

第一紙から第六紙

第2場面 社内の風景（四足門から御殿「本殿」まで）

第3場面 將軍の御殿參拜

第七紙から第十一紙
第十二紙から第十四紙

第1、第3の二つの場面が將軍を登場させているのに対して、第2場面ではもっぱら社内の景観を描き、そこには將軍の姿はない。よって以下においては、最初に將軍が画面に登場する第1、第3の二つの場面を取り上げ、ついで第2場面に立ち戻って検討を加えることとしたい。

一、將軍の社參行列―第1場面―

七條坊門を西に向かって進んできた將軍の一行が若宮八幡宮の門前で下車・下馬、鳥居をくぐって四足門に向かって徒歩で進む姿を描く。將軍の社參の有様が六紙の長きにわたって展開されるが、この晴れやかな第一場面は、さらに大きく前半部の將軍らを送り出し門前で待機する従者群と、後半部の將軍を中心に神社に向かって歩む行列群の二つの部分に分けることができる。それぞれの部分について詳しく見ていくこととしよう。

①門前の従者たち

ここ七條坊門通りの民家から鳥居に至る間には、主人たちを送り出したあとのさまざまな従者たちの姿が活描される。

多数の従者たちは一見したところ、無秩序に画面上に展開してい

るかのように見える。しかし彼らが決して勝手気ままにそこかしこに散らばっていたわけではないことは、その待機場所や服装によつて、あきらかにいくつかのグループに分けられていることから容易に見て取れる。各グループで核となっているのは、彼らの主人がここまで乗ってきた牛車や馬である。

まず、該当部分のもっとも先頭、西洞院川の西に描かれている牛車から見ていくと、これが將軍の牛車であつたろうことはすぐわかる。なぜなら牛車はこれ一輛しかなく、かつ待機する従者たちのなかでは、彼らが先頭部に位置しているからである。ここにまずもつとも身分の高い將軍の乗り物とその従者たちの存在を確認することができる。

將軍の牛車・従者のあとには何頭かの馬とそれを取り囲む従者たちが続くが、彼らはさらにそのなかで三種類に分けることができる。その第一番目は西洞院川に架かる橋のたもと、板葺きの馬屋に繋がれる馬とこれ一頭だけであり、他の馬の口取りや従者たちがすべて立っているのに対して、彼らだけは敷皮に坐っている。三つのグループのなかでは、彼らの主人がひとときわ身分の高い人物であつたことを示唆するものであろう。

馬屋について高い身分の主人の馬と従者と思われるのは、いま一方の橋のたもとに控えるグループである(部分3)。その出立ちは他

の従者とほとんど変わらないが、彼らはあきらかに他の馬・従者からは離れており、その独立した位置から見て、やはり馬屋の従者たちについて、高い身分の主人を待つ人々であつたと推定される。

最後に分類されるのは西洞院川から離れて最も後にたむろする馬と従者たちである(部分1)。ここの従者たちの人数や出立ちは必ずしも同じではない。しかし、その構成は二人の口取りと二三人の小袖・脚半姿の従者でほぼ統一されている。ほとんど同質の五つの従者群から形成されるこの第三番目のグループは、その最末尾の待機場所から見て、もつとも身分の低い主人に仕えていた従者たちであつたと判定してよい。

さて、西洞院川の東に展開する馬と従者たちは、このように三つに分けることができるわけであるが、では、彼らの主人は具体的にどのような人々であつたと考えればよいのであろうか。

室町時代後期、將軍の外出時に扈從した人々としては、御相伴衆、御供衆、同朋衆、御走衆、御小者などのいたことが知られている。これらのうち御走衆、御小者は徒歩で扈從することとなつており、通常、騎馬で將軍に付き従つたのは御相伴衆、御供衆であつた。⁽⁸⁾とすればここに描かれている馬と従者の主人の候補として、まず想定されなければならないのは、御相伴衆と御供衆ということにならう。

將軍に近侍し御成の際にはその御供を勤めた御供衆に関しては、

『供立之日記』⁽⁹⁾『御供古実』⁽¹⁰⁾など各種の故実書が残されており、彼ら

の活動実態をかなり詳細に知ることができる。それらによれば、御供衆は中間・小者・既者・房など多数の従者を従え將軍に扈從することとなっていたという。たとえば『供立之日記』は御供衆の従者の編成を次のように記録する。

小者	小者	弓袋	雑色	中間	中間
小者	房	馬 <small>長力持</small> 上	既者	笠持	
小者	小者	中間	中間	中間	中間

「馬上」の主が御供衆であり、彼らがいかに多くの従者を率いて將軍に供奉することになっていたかが知られよう。

また、彼ら御供衆が特に將軍よりその使用を許可されていた持ち物として注目されるものに毛氈鞍覆と白傘袋がある。『大曲覚書』に「御供衆ノ位ト候テ火氈ノ鞍覆・白傘袋・錦ノ半袴・冠木門ヲ御ユルシヲ蒙テ」と記されるように、彼らは毛氈鞍覆・白傘袋の使用を榮譽的な特権として許されていた。¹¹天文十五年（一五四六）十二月十八日の足利義晴・義輝父子の坂本御成には御供衆が「皆々赤毛氈鞍覆・白傘袋」で供奉している。また毛氈鞍覆・白傘袋の使用は、新興の戦国大名や地方豪族に、御供衆に準じた格式を与える手段としても用いられており、赤い鞍覆と白の傘袋は、上級武士のステイタス・シンボルとして必要にして不可欠の道具だてとなっていたのであった。

さてそこでこれらの点に留意しふたたび画面上の馬と従者たちに

目を転じると、西洞院川の東にはいくつもの赤い鞍覆と白の傘袋を認めることができる。画中の鞍覆は馬屋の馬だけがやや橙色となっているほかは、他はすべていわゆる「火氈ノ鞍覆」に描かれており、白傘袋も数こそ三つしか見えないものの、あたかもその白色を誇るかのようによく掲げられている。これらの点から、ここに描かれている馬と従者たちの主人は、基本的に御供衆もしくはそれ以上の身分の人々であったと判定できよう。

結論を急ごう。七條坊門の民家の前に群れる馬と従者たちの主人は、そのグループの多さから見て、御供衆であろう。御供衆は一般に行列の先頭を行く御劍役人と呼ばれるリーダーによって統率されており、橋のたもとに控える馬と従者たちの主人としては、その御劍役人あたりを想定することができる。¹²

残るところは馬屋の馬と従者たちの主人であるが、彼が御劍役人・御供衆よりもはるかに高い身分の人物であったろうことはまちがいなく、とすればもはや残るところは、相伴衆しかない。彼らの主人は相伴衆であったと判定したい。

以上、七條坊門から鳥居に至るまでの前半部が、將軍の牛車と従者、およびそれに扈從した御供衆・相伴衆の馬や従者によって占められていることがあきらかとなった。では、引き続き後半部のすでに御殿に向けて歩み出している將軍の一行を見ていくこととしよう。

②將軍とその扈從者

鳥居をくぐって歩み始めた行列の先頭はすでに四足門の門前にまで至っている。その先頭を行くのは奉納される神馬で、神馬の口を取る直垂姿の二人は「御既者」と呼ばれていた將軍家所属の馬飼専属の従者であろう。¹⁴ 長い徒歩の行列は三紙にわたって続くが、ここに見える幾多の人々もまたよく観察すると、身分によって明確に描き分けられていることがわかる。御既者以下の人々を、主としてその被り物や衣類、履物を基準として、整理すると次のようになる。

- a、折烏帽子、直垂、脚半、足半 二人
- b、束髪、素襖、脚半、足半 六人
- c、立烏帽子、狩衣、草履 一人
- d、立烏帽子、直垂、草履 一人
- e、剃髪、素襖袴、脚半、足半 三人
- f、折烏帽子、素襖、小袴、脚半、足半 四人
- g、折烏帽子、素襖、小袴、脚半、足半 七人
- h、小袖、四幅袴、半袴、(肩衣)、足半 十八人

このなかの e の剃髪の三人(部分 6)が將軍に近侍した同朋衆と考えられることは、村井康彦氏がすでに早くに指摘されておられる通りである。では他の人々はどのように解釈できるのであるか。

まずこの行列の主人公ともいべき將軍であるが、a、g のなかで、もつとも正装に近い姿で描かれている c、e、g の人々であろう(部分 8)。その凶像は他の人物に較べてやや大ぶりに描かれている。

將軍に続いては、ただ一人、立烏帽子で直垂の人物 d が続く(部分 7)。彼は將軍に勝るとも劣らぬ出立ちをしており、これがかなりの貴人であったことはすぐわかる。將軍に近侍しそのすぐあとに歩を進めることができた人物がそれほど多くいたとは思えず、先に取り上げた何組かの馬と従者たちを思い起せば、これが相伴衆をおいてほかに考えられないことは自ずからあきらかとなる。¹⁵

行列のいわば中核をなす二人をこのように將軍と相伴衆と判定した上で、改めて彼らに付き従う人々を順に見ていくと、最初にまず目に付くのは、將軍・相伴衆の前を行く六人の人物(b)である。彼ら六人はともに烏帽子を付けずいわゆる束髪で(部分 9)、この行列のなかでもひとときわきわだった存在となっている。彼らは何者であろうか。その正体を解く鍵は、六人という人数とその束髪姿にある。まず、六人という人数のほうであるが、將軍に扈從する人々のなかで、六人をつつの単位として行動する集団は二つあった。御走衆と御小者である。¹⁶

將軍の外出時に徒歩で随行・警固にあたったところからその名がある御走衆は、『走衆故実』が「走衆ハ六人よりおほく被參候事ハ不承及候」と明記するように通常、六人を一組として行動することとなっていた。また同じく將軍の外出時に随行した「御小者」と呼ばれた一団も、『伊勢貞興返答書』が「公方様御小者六人にさたまり候」というように、六人一組をもって行動することとなっていた。この

將軍の前を行く六人は、その人数からみて、御走衆と御小者のどちらを描いたものとみてよい。では、図中の六人は御走衆と御小者のいずれを描いたものであろうか。

御走衆の出立ちについて、『走衆故実』は「烏帽子かけハ心 上下にては引をさし、太刀をはき、かへしも、だちをとりて参19」と記す。これによれば、御走衆は通常、烏帽子に素襖（上下）姿であったことになる。いっぽう御小者が一般にいかなる出立ちであったかを記した史料はないが、『永禄六年諸役人附』を初めとしていくつかの記録は、彼らの名として「千若」「梅若」といったいわゆる童名を記録している。²⁰つまり御小者とは成人前の少年がこれを勤めた役と考えられるのであり、よって図中の六人は、その束髪姿からみて成人がその役を勤めた御走衆ではなく、成人前の御小者たちを描いたものと判定できる。

次に將軍と相伴衆のすぐあとに続く素襖姿の人々に移ろう。折烏帽子に素襖姿の人々は全部で十一人を数える（f, g）。彼らは一見同じ服装をしているかのように見えるが、よく観察すればそれが二つの異なる種類のグループから構成されていることが見て取れる。両グループの決定的な違いは袴にある。十一人のうち四人までが普通の袴姿であるのに対して（部分5）、それ以外の七人は袴の上にあきらかに小袖の一部と思われる布地がくつきりと縦長に見えているのである（部分4）。これが「返し股立ち」と呼ばれる服装を表して

いることについては後に改めて詳しく述べたいが、これによってこの十一人が実際には二つの異なるグループから構成されていたらしいことがわかる。

両グループの違いはその服装だけにとどまらない。さらに細かく見ていくと、「返し股立ち」のgグループが二手に分かれて行列の外側に行く形をとっているのに対して、fグループの四人は將軍のすぐ背後についた一人を除き、他はすべて行列の中央部を進んでいることに気が付く。すなわち「返し股立ち」のgグループとそうでないfグループでは、その役務が明確に異なっていたと推定されるのであり、服装の違いもとはといえば、この役務についての違いに基づくものであったと考えられる。ではこの二つのグループは、將軍の外出時にそれぞれいかなる役務についていた人々だったのであろうか。

結論からいえば、「返し股立ち」のgグループは御走衆に、またそれ以外の四人のfグループは御供衆にそれぞれ比定できる。『走衆故実』『供之日記』によれば、御走衆・御供衆はともに「返し股立ち」姿で將軍に供奉することがあった。しかし、日常的にこの姿で將軍に供奉したのは、あきらかに御走衆のほうであったからである。

『走衆故実』は、各種の將軍出行に供奉した時、御走衆がいつの時点で「返し股立ち」を解くべきかを一つひとつ丁寧に説明している。²¹このことは彼ら御走衆が警備のために恒常的に「返し股立ち」

姿をとっていたことを暗に物語っている。つまり御走衆においては「返し股立ち」が常の姿であったればこそ、『走衆故実』は繰り返しの解除を問題としなければならなかったのであろう。

それに対して、御供衆の「返し股立ち」について、たとえば『供立之日記』は「御供之時、馬上にても、だちの事、彼三ヶ所八幡などへハ御取有べし、洛中にてハ御取候まじく候也」と述べる。「返し股立ち」姿が御供衆においては、御走衆とは対照的にいわば特殊な場合にのみ許された出立ちであったことをよく示すものといえる。²²⁾

この両者の違いは、御走衆が將軍の警護を本来の役務とし、²³⁾ いっぽう御供衆がどちらかといえば警護よりも行列を彩る儀仗兵としての役割をより強く担わされていたことに基づくのであろう。そして、画中の行列において、御供衆が内側を行くのに対して、「返し股立ち」の御走衆が外回りを行くのも、この両者の役務の違いを考えれば、容易に納得できるのである。

これらの点から画中の行列の外側に行く「返し股立ち」の七人は御走衆であったと判定したい。ただ、彼らを御走衆とすれば、その人数が先に引用した『走衆故実』の「走衆ハ六人よりおほく被参候事ハ不承及候」という記事と矛盾をきたすことになるが、この点を合理的に説明するだけの準備は今ない。単純に絵師が描写を誤ったと考えることも可能であるが、ここでは結論を留保しておきたい。

行列のなかで最後尾に位置するのは、小袖に半袴という出立ちの

十八人である。彼らが御供衆などから見れば、かなり低い身分の人々であったろうことは、その小袖に四幅袴といった粗末な服装からすぐ見て取れる。半数近くは、主人のものと思われる刀や長刀などを背負い、なかには白笠袋を担ぐものもいる。服装・持ち物などから判断して、彼らは將軍・相伴衆・御供衆の従者たち（中間）であったと見てあやまりなからう。

以上、四足門から鳥居までの長い行列の参加者たちの正体を探ってきたわけであるが、判定し得た彼らの各身分を整理しておく、次のようになる。

- a、御既者 二人
- b、御小者 六人
- c、將軍 一人
- d、相伴衆 一人
- e、同朋衆 三人
- f、御供衆 四人
- g、御走衆 七人
- h、中間 十八人

この後半部の行列に登場してくる人々の多くが、前半部の牛車・馬と従者たちの主人であり、前後半部が明確な対応関係にあることは、改めて指摘するまでもあるまい。第1場面は、前半部に彼らが門前で降りた乗り物（牛車と馬）とその従者を配し、後半部に参詣

道に行く彼ら自身を描くことで、晴れやかな將軍參詣の有様を立体的かつ有機的に表現しようと努めていたのであった。

最後にこれらの將軍を中心にして進む長い行列を道の両側で迎えている人々、および四足門の門前で警護にあたっている人々について触れておきたい。彼らはいわゆる「辻固」「門役」と呼ばれた役目の人々であった。辻固・門役には特に定まった人々があつたわけではなく、たとえば大名亭への御成などには、大名の被官がこれを勤めている。⁽²⁴⁾したがってここに見える辻固・門役が具体的にいかなる素性の人々であつたかを判定することはきわめてむずかしい。しかし、その凶像は御小者、御走衆、御供衆などの凶像と同じようかなり正確に描かれているものと思われる。なお、この点については、第四節で改めて考えることとしたい。

二、將軍の御殿参拝―第3場面―

御殿の前において將軍が束帯姿の人物からうやうやしく御幣を請取る姿を中心に將軍の御殿参拝風景が活描される。

まず最初に主人公の將軍であるが、御殿前でいままさに御幣を請取らんとしている人物(部分18)、この人こそが將軍であつたらうことは、その服装からもすぐわかる。狩衣・指貫姿は彼だけである。またのちに見るように足下に見えている大文高麗縁の畳も、彼が將軍であることを指し示している。その服装が先の行列時とは大きく

変わっている点が気にならないこともないが、將軍が寺社での参拝時に浄衣などに着替えるのは恒例のことで、⁽²⁵⁾この点も特に問題はない。

將軍に扈從して来た人々は、大半が御殿の外側に控える。御殿の入口脇に坐している立烏帽子、直垂の人物は服装などから見てただ一人の相伴衆であろう(部分16)。また彼の前後に控える二人の剃髮姿の人物は同朋衆で、さらにその後にもとまって坐る六人はその人数と束髮姿から見て御小者と考えられる(部分15)。六人のなかに一人だけ変わった烏帽子を付けた御小者が見えているが、彼については後で改めて触れたい。

このほか御供衆がやはり先の行列と同じ烏帽子に素襖という出立ちで描かれており、その後には控える小袖・四幅袴の一人は行列でも最後尾にいた中間たちであり、先の行列に見えていた人々は、ほぼ全員ここに顔を揃えていることになる。

しかし、御殿の外に控えているのは、けっして行列に参加していた人々ばかりでなかった。そこには新しい顔ぶれも見えている。たとえば、御殿の門のすぐ近く、御供衆よりも門近くに烏帽子で白い衣服の四人が控える(部分14)。その衣服は直垂でも素襖でもなく、また烏帽子も他の將軍扈從の武士たちが被る侍烏帽子とは違っている。彼らはあきらかに先の行列に見えなかった人々である。この四人は何者であろうか。

門外に控えているところからすれば、神社側の人物であったとは考えられない。とすれば、貴人の従者と考えるしかないが、將軍社参のこの時にあたり、その一行とは別に若宮八幡宮に至っていた貴人とは、一体いかなる人物を想定すればよいのであろうか。当然その人物は御殿の内になければならないはずである。目をいったん門内に転じることしよう。

御殿の門を入ると、いままさに御幣を受け取らんとしている將軍を真ん中に挟む形で左右に坐る人々がいる。御殿に向かつて左に控える一団から見えていくと。まず御幣を捧げる束帯姿の人物(部分18)、彼がこの一団のなかでもっとも身分の高い人物であつたらうことは、その座と思われる半畳の位置からしてすぐわかる。

通常、神前において御幣を將軍に手渡す役は、神主もしくは供奉した公卿が勤めることとなつていた。たとえば正長二年(二四一九)八月、足利義教が石清水八幡宮に参詣した時の御幣伝達について、『満濟准后日記』は「御幣広橋中納言親光卿取進之云々、先々神主直進之了」⁽²⁶⁾と記す。ただ、若宮八幡宮においては、一般的には公卿がこの役を勤めるようになっていたようで、康正二年(一四五六)、当社に参詣した將軍足利義政は、『八幡社参記』のなかで御幣の伝達の様子を次のように記している。

参左女牛若宮社、於南門外下奥啓役人 同前入中門着庭中座於座後 脱啓中山
大納言自西方進出、取神主所持之幣持来之、予跪取之起、両段再

拜、畢返之、大納言授神主、神主参神前、申祝畢、返祝拍手(27)同拍手、

この記事にのつとれば、画面で御幣を將軍に手渡さんとしている束帯の人物は將軍に供奉した公卿ということにならう。そして、半畳に坐るいま一人の束帯姿の人物は神主に比定できる(28)。また彼らの背後に控える立烏帽子に狩衣の五人は当社の社司たち、また折烏帽子に素襖の五人は公卿の扈従者たちと解するのが妥当と思われる。

これら御殿に向かつて左に控える公卿・社司の一団に較べてよくわからないのは、反対側の右に陣取る一団である。そこには畳に坐した高僧とおぼしき人物を中心として、六人の僧侶と二人の稚児が控える(部分17)。

かの高僧が公卿・社司などより高位の人であつたらうことは、御殿を正面にして右側という彼の占めている位置からも容易に推測することができるが、何よりも如実にその高い身分を指し示しているのは、彼の坐る畳である。

この御殿の場面には全部で三種類の畳が描かれている。將軍と公卿・社司、それにこの高僧の坐る畳であるが、それら三種類の畳は実に明快に描き分けられている。すなわち將軍・僧侶の畳はそれぞれ大文高麗縁・小文高麗縁であるのに対して、公卿・社司の畳は無文縁の半畳となつている。これが三者の身分の高下に基づいた表現

であることはあきらかです、そして、この暈による序列によれば、高僧はやはりこの場で將軍につぐ高い身分の人物であったことになる。⁽²⁹⁾

では、御殿前において、將軍よりも下位で、公卿・神主より上位にその座を占めることができたこの高僧とは、一体いかなる人物だったのであろうか。

中世、若宮八幡宮においても他の多くの寺社と同じくその頂点にあって神社を統括していたのは、別当と呼ばれる職であった。若宮八幡宮の別当職が史料にはじめて見えるのは、文治元年(一一八五)十二月のことで、この時、源頼朝は「六條若宮」に土佐国吾河郡を寄付するとともに、大江広元の弟の季敵阿闍梨を同社の別当に任じている。⁽³⁰⁾ 季敵以後、その職は醍醐寺蓮藏院の院主によって継承されるが、建武五年(一一三三)八月十一日、足利尊氏が三寶院賢俊をこれに任じて以降、⁽³¹⁾ 同職は歴代の三寶院院主の相承するところとなる。

別当が当社に参詣するにあたっていかなる人々を従えていたかを伝える史料はほとんどないが、わずかに残された暦応元年(一一三三)十月の賢俊の事例をあげれば、それは次のようなものであった。

別当御拝社暦応元年十月廿二日午廻三寶院僧正賢俊、御装束、香法服、香平

袈裟、供奉従僧二人上総上座等身衣、指、筑前寺主装束同、御童子二人各自張、社司方小

別当法印頼順純色・五、帖袈裟、神主盛房束、指貫、僧名公文国憲持衣、指貫、称宜盛兼

同装束、一行列次第、如先例自北僧房、御出、先宮仕六人二行、次御力者十

二人、次預三人、次大童子二人、次従僧二人、次小別当、神主

以下俗官、御後、兒、出世、社家沙汰人、御坊御侍、自樓門、御参、拜殿中央御着座。⁽³²⁾

遙かに遡った時期の事例であり、ここに記された装束・行粧もってただちに本画面との対応関係を論じることがむろんできない。ただ、別当の社参にあたっての行列のものものしさだけは、十分うかがえよう。

そして、若宮八幡宮に関与した高位の僧という点からして、図中で小文高麗縁の暈に坐る僧侶は、当社の別当であった三寶院門主を描いたものと判定したい。門主の傍らに控える数人の僧侶はいわゆる「供奉従僧」たちであり、二人の稚児は「兒」であろう。もしもた彼らをこのように別当の一行と解釈するとすれば、先に留保した門外の四人もその従者に比定してよいものと思われる。

以上、將軍の御殿参拝にあたって御殿の門の内外にいた人々の素性・身分がおおむねあきらかになったものと考ええる。ここには第一場面の將軍の一行はもとより、彼らを迎えた別当・神主といった神社側、および神事のためあらかじめ神社に向いていた公卿といった人々が、その身分に応じた配置のままに整然と描かれていたのであった。

この点で第3場面は第1場面をうけて、將軍の若宮八幡宮参詣のいわばクライマックスともいえる御殿参拝の画面を實に見事に描き切っていたといえる。

三、社内の風景―第2場面―

第七紙から第十一紙の第2場面には、四足門から楼門に至る間の社内のさまざまな施設と、そこで執り行なわれている神供調進、雅楽・神楽などの光景が描かれる。ただ、ここには將軍の姿はまったく見えず、描き手がこの第2場面を基本的に第1、第3場面とは異なる視点で描き切ろうとしていたらしいことがわかる。³³ではその第2場面特有の視点とはどのようなものだったのであろうか。図像を分類・考察していくなかで、この点について考えていくこととしよう。

①人物

第2場面にも数多くの人物が登場するが、それらを分類すると大きく二つになる。一つは神事に関与していたいわば社内の関係者ともいべき人たちであり、いま一つはその神事を拝するために集まった参詣者たちである。まず社内の関係者から見ていく。

四足門を入ってすぐのところの「御供所」には、「祠官たちが神供を調える姿が描かれる。『若宮八幡宮年中行事』によれば、毎月式日を決めて「神供神酒」などを調進する神事は一年間で五十五度を数えたという。そして、そのなかでもとりわけ威儀を極めたのは八月十五日の放生会であった。

十四日、神楽、献神供神酒、従往古相撲行之、伶人舞樂行之、

十五日、放生大会、卯刻仁献調栄神供神酒、

次献五色染飯神供、

次八乙女神楽、酉刻仁祝詞、

次同音、中臣稔、

次音楽、

十六日、放魚鳥、献神供神酒、清穢行之、³⁴

画面の御供所で祠官たちによって調えられているのは、この八月十五日の放生会の当日に神前に献じられる「五色染飯」以下の「神供」と見てよからう。

御供所のむこうには、二人の従者によって担がれた長唐櫃とこれに付き従う束帯姿の人物が見える(部分17)。彼らは、調進された神供を運ぶ祠官の一行かとも思われるが、二人の従者の姿をよく見ると、その烏帽子は祠官たちのものとは異なっており、履物も祠官らが草履であるのに対して二人は足半を履いていることに気が付く。

彼らは御幣を入れた長唐櫃を運ぶ將軍家の家司の一団と推定される。先にも引用した足利義政の康正二年(一四五六)の『八幡宮社参記』は、石清水八幡宮への参拝にあたって、御幣を納めた長櫃と神馬を先行させたことを、「次下家司中原盛富以幣納長櫃、令昇出中門、神馬同引出之」と記録する。御殿前で將軍に手渡される御幣は、このようにして行列に先んじて運ばれていたのであろう。

『若宮八幡宮年中行事』も記す放生会における舞樂の歴史は古い。

たとえば応永二十九年（一四二二）の放生会では「葛龍王」が左舞人によって、また永享二年（一四三〇）には「太平楽」が楼門下で舞われたことが『満濟准后日記』に見える。³⁷ 神楽のほうは室町時代には放生会における執行例を確認することはできないものの、応永三十二年の同会では「供僧座」「祇宜・神主座」とともに「八乙女座」が設けられており、当然「八乙女神楽」も執行されたものと推定される。よって画面に見える舞楽や神楽もまた放生会におけるその盛儀を描いたものということになろう。

つまり第2場面において登場するのは、一部、御幣を運ぶ公卿の姿などが入り込んではいるものの、その大半は八月の放生会への参加者（祠官、舞人、八乙女ら）たちであり、描き手がここでは何よりも放生会の厳儀を描き出そうとしていたことがわかる。

むろん彼らだけが第2場面の登場人物ではなかった。そこには舞楽・神楽を見物する人々を初めとして、実にさまざまな出立ちの参詣者が描かれている。次に彼ら一般の参詣者たちに目をむけると、そこには見覚えのある人々を少なからず見出すことができる。洛中洛外図や各種の参詣曼荼羅などに登場してくる人々、たとえば神宮寺横の「稚児に導かれた高僧」や、公文所横の「下女を従えた市姫笠に被衣姿の女たち」、さらにはその先を行く「中間を従えた十徳姿の武士たち」などである。³⁸

この第2場面において特に彼ら顔なじみの参詣者が集中的に登場

してくるのは決して偶然ではあるまい。描き手はあきらかに第1、第3場面とは異なって、この第2場面を一種の境内案内図として機能させようとしていたことをこれらの登場人物は物語っている。

そして、この点で彼らとともに重要な役割を果たしているのは、第2場面でこれまた集中的にかつ具体的に描かれる境内の諸施設の図像である。

②施設

第2場面に登場する諸施設を画面に付された文字注記（名称）をもとに、順にあげていくと次のようになる。

四足門、御供所、鐘楼、神護寺（神宮寺か）、経蔵、石清水社、公文所、宝塔、松童社、高良社、稲荷社、夷社、十禅師社、楼門、

中世における若宮八幡宮の施設の概要を示すものとしては、時代は鎌倉時代まで遡るが、文治二年（一一八六）四月と承元二年（一二〇八）閏四月の「六条八幡宮造営注文」造営注文がある。³⁹ そこに見えている施設は次のようなものである。

A、文治二年四月付「造営注文」

御殿、拜殿、小神、楼門左右廻廊（八間）、東西廻廊（七間）、神宮寺、鐘楼、御倉（六間）、寗神殿（三間一面）、公文所（三間一面）、左女牛面築地覆、

B、承元二年閏四月十五日付「造営注文」

御殿、拝殿、少神、四足門、唐門、鳥居、四方築垣、楼門、

南廻廊（八間左右）、東西廻廊（十六間）、神宮寺（一間四

面）、鐘楼、竈神殿（五間一面）、公文所（三間二面）、僧坊（六

間一面）、御倉（六間一面）、御殿後屏（二十間）、南面築地

覆、東北二町植竹、樂屋（五間）、築地等覆、北面上土門二

宇、東北土門三宇、屏門檜垣等（僧坊分）、同雜舎等、廻廊（神

宮寺間渡殿廊）、廊西屏、

承元二年のほうがはるかに多くの施設を記録するのは、この間、

鎌倉幕府の庇護のもと、社殿が急ピッチで整備されていたことに

よるのであろう。

より整った社殿の様子を示すBのほうに絵巻に描かれた諸施設との対比のために印をつけておいた。二重線は絵巻に名称が記されている施設で、また一本線は名称は記されないもののあきらかにそれと比定できる施設である。はるかに時代が隔たるとはいえ、両者はかなりの部分で一致する。

事実、鎌倉時代に整備された若宮八幡宮の諸施設は室町時代以降も、幕府の厚い庇護のもと基本的に大きく変化することはなかったようで、たとえば竈神殿⁽¹⁾以下の修理に関して、応永五年（二二九八）十二月十四日、幕府は次のような「室町幕府御教書」を発している。

六條八幡宮竈神殿東西廻廊并小神社壇、同神宮寺等修理要脚事、以撰津・越後・伊与両三ヶ国段錢^{反別五疋}、所被付其足也、早可令存

知之由、所被仰下也、仍執達如件、

応永五年十二月十四日

当社々官等中⁽⁴²⁾

（畠山基國）
沙弥（花押）

これ以外にも応永三十四年（一四二七）正月、満濟は足利義持のために「東廊第一間」に道場を、「東廊第二間」に「小壇」をそれぞれしつらえて修法を執行している。⁽⁴³⁾ また永享五年（一四三三）八月十六日の放生会では雨天のため「大行道」「舞」がそれぞれ「東西廻廊」と「楼門」の下で執り行われており、承元二年の造営注文に見える諸施設が大きく変わることなくこの時代まで維持されていたことがうかがえる。

たださすがに応仁の乱における被害は甚大で、その復興にはかなりの時間を要することとなる。現在残る史料によれば、堂舎の復興が本格的に進展し始めたのは、天文六年（一五三七）二月、成就院が本願となってからのことであつた。⁽⁴⁵⁾ 成就院は西国の小早川氏を初めとする戦国武将を自ら訪れ「造立」資金を募り、幕府もその乏しい財政のなかから天文七年（一五三八）九月には「六條八幡宮御修理」費用を捻出、再建に協力している。⁽⁴⁶⁾ 若宮八幡宮に今も残る將軍足利義輝（一五三六〜六五）と足利義昭（一五三七〜九七）がそれぞれ署判を加えた二冊の「奉加帳」は、⁽⁴⁷⁾ 天文年間（一五三二〜五五）以降に本格化しつつあつた再建のための資金集めを、幕府が一貫して強く後押し続けていたことを物語るものである。

さて、これらの点を念頭に置きながら、画面に目を戻すと、そこには時あたかも修理途上にあつたと推定される当時の境内風景が思いのほか念入りに表現されていることに気が付く。

たとえば公文所のすぐ横手、大きく描かれた「神木」について、江戸時代の記録ではあるが、『雍州府志』は源頼義に關わる話を次のように伝える。

于時、社前有大恵木、頼義誓曰、今回有得勝利、此恵木実、落地、忽須生萌蘖一夜中、果生蘖、頼義悦之、遂大勝、⁽⁴⁸⁾

のちの『山州名跡志』卷二十二はこの「神木」を「古松」「掠⁽⁴⁹⁾(棕木)」⁽⁴⁹⁾として描いているが画面ではあきららかに榎になっており、『雍州府志』の記事の正しさが裏付けられる。それはともかくとして、絵巻が若宮八幡宮の草創を語るにあたって必要不可欠な標識の一つとして、「神木」を描いていることはまちがいになく、描き手が若宮八幡宮への人々の信仰の根幹が奈辺にあつたかを十分理解したうえで、この図像を採用していたことが知られよう。

第2場面では、これらを含めて若宮八幡宮がいかなる由緒をもつた神社であり、そこには本来いかなる堂舎が立ち並び、かつまたいかなる神事が執行されていたかが、きわめて説明的・案内的に描かれているといつてよい。⁽⁵⁰⁾つまり第2場面だけを切り離せば、「若宮八幡宮参詣曼荼羅」ともいふべき境内案内図となるわけであり、このことは当絵巻が作られた目的を知る上で大きな手掛かりを提供して

くれる。

また、第2場面で今一つ重要なことは、絵巻全体からいえば、將軍が一切顔を出さない第2場面の介在によって、第1場面から第3場面への展開に巧みな変化が加えられている点であろう。すなわち観賞者はこの第2場面を経ることによって、鳥居をくぐった將軍の行列が、やがて御殿にいたるまでの時間的な経過を暗黙のうちに了解できるようになっているのであり、ここに第2場面に課せられた今一つの大きな役割があつたといえる。

四、図像の精度

本絵巻においてその登場人物が細部にわたってかなり正確に描かれていたことは、すでに繰り返し指摘した通りである。將軍社参という晴れやかな場面を描いたこの絵巻にあつては、これは当然のことかもしれないが、描き手はわれわれが想像する以上に鋭く当時の風俗・習俗を捕らえている。最後に、それら描き手のこまやかな視線のいくつかを具体例をもとに見ておくこととしよう。

①返し股立ち

將軍の社参風景を描いた第1場面には、実にさまざまな服装をした人々が描かれているが、將軍に扈從する人々のなかに、よく見ると少し変わった格好をしている者がいることに気が付く。それは小袖袴もしくは素襖といった服装の人々に限られているが、彼らの穿

いた袴の上にはあきらかに小袖の一部と思われる布地がくつきりと縦長に見えている(部分4)。御小者、御走衆、それに中間たちとこの格好をする人はあらゆる身分にわたる。素襖の袴はむろんのこと中間たちが穿く四幅袴にしても、そのまままで穿けば、下に着た小袖の生地が見えるはずがなく、これがなにか特別な小袖や袴の着用姿であったことは疑いない。では描き手はこれをもつて一体いかなる出立ちを表そうとしていたのであろうか。

安永八年(一七七九)の伊勢貞丈の跋を持つ『装束着用図』は、室町時代の「走衆装束」として素襖姿の走衆の図を載せる。⁽¹¹⁾それを見ると、図中の走衆は画面の多くの人々と同じように、下に着る小袖の生地を袴の前に見せているのである。そして、『装束着用図』はこの小袖の裾を捲り上げた姿に「返しも、立」という注記をつけている。

「股立ち」とは、袴の左右の腰の側面であいている所を縫い止めた箇所を指すが、ここにいう「返しも、立」とは、まさしく『装束着用図』の図のように、袴の下から小袖の裾を持ち上げ帯に挿した姿をいい、袴姿でより動きやすい格好として行われたものである。本絵巻では図像が小さいため、その姿は必ずしも完璧に表現されているとはいえないが、これが『装束着用図』と同じ「返し股立ち」姿を表現していることはあきらかである。

戦国時代「返し股立ち」は走衆の格好の一つになっており、『走衆

故実』は「一、かへしも、だちの取様、あはせの時も、かたびらを下にきて、能すそより巻あげてとるべし、はかまもよくだ、みあげたるがよし」と、わざわざ拾の時の「返し股立ち」についてまで記している。また、御供衆の「返し股立ち」に関しても、『御供古実』が「御供之時、馬上にて返しも、だちの事、嵯峨・鞍馬・高雄杯へは御とりあるべし」と規定しており、彼らも時としてこの姿で將軍に供奉していたのであった。ちなみに同書は中間の「返し股立ち」についても「一、常の御供の時、指而遠く候はずハ、中間・小者、返しも、だちはとり候間敷、乍去中間ハ不苦候」と書き記しており、この姿が武士社会に身分の上下を問わず、広範に行われていたことが知られる。

本絵巻が將軍の参詣風景を描写するにあたり、それに付き従った一人一人の姿をできるだけ丹念に描こうと努めていたことを、多数の「返し股立ち」姿の図像は物語っている。

② 辻固

絵巻の第1場面には、將軍の行列を警固する、いわゆる辻固のために配された武士の姿が数多く描かれていることは、すでに第一章で触れた通りである。一見したところ彼らは、たんに道に坐って行列を見送っているかのように見えないこともない。しかし、よく観察すれば、彼らがやはり武家故実に従ってその任に就いていたことがわかる。

まずその服装であるが、彼らの多くもまた「返し股立ち」姿でありいったん事あれば即刻行動に移れる体制を整えていたことがうかがえる。次に彼らは一様に四角い敷物を敷いているが、これは「敷皮」と呼ばれたもので、『人賢記』によれば、その仕様は次のようなものであった。

敷革と申ハ、鹿の皮にてこしらへ様、寸法等有之、又ひつしきと申ハ、常に付候を申候也、豹虎のかわハ平人は斟酌之事ニ候、三職ハ御用候、ひつしきハ寸法も候ましく候歟、鞆の革たるへし、又熊の皮をは、むかしハ彈正官の人ならてハ、御用無之候、

ちなみに文中に敷皮とともに記されている「ひつしき(引敷)」とは、絵巻の画面では七条坊門の通りで主人を待つ中間・小者らが腰に付けている、いわゆる毛皮の「腰当」を指す。

さて敷皮のほうであるが、その使用方法については『走衆故実』は、「各敷皮を敷、太刀を左の膝の上に置、足半をバぬぎて、敷皮の下に其ま、はくように置」と記す。画面上の辻固の人々は足半を敷皮の前後左右さまさまにおいており、『走衆故実』のいう故実には適つてはいない。また刀も必ずしも「左の膝の上に置」いておらず、この点も『走衆故実』の記述とは一致しない。あるいは走衆の場合と辻固の武士の場合ではその故実に若干の差があったのかもしれない。画面上の辻固の姿とよく一致するのは、武家故実書『烏板記』の記述である。

一、辻堅之事、御通ある横小路の方をけいこする也、その方に幕をはりて居るもの也、そのときの幕のはりやうの事、御とをりある方に、まくくしをたて、その御通ある方に、しきかは敷、太刀を持居る也、太刀を左のひさの上におきて居る也、扱主人御通のとき、まくもあけ、太刀をしきかの上に置、敷皮より下りて、かうへを地につけて通し申也、御通あつて、頓て本のことくゐるなり、御供の衆のときは、しきかはの上に居へし、そのまくのはりやうは、そとをけいこの故也、

幕は見えないものの、そのほかの様子はきわめてよく絵巻の図像と一致する。たとえば画面では、行列の先頭を迎えた辻固の武士たちは敷皮から降りて深く頭を垂れているが、これは「太刀をしきかの上に置、敷皮より下りて、かうへを地につけて通し申也」という記述にまさしく対応する。むろん刀は敷皮の上に置かれている。

また画面上では行列が進むにしたがつて彼らの頭は順に上がり、行列が御供衆のところになる頃にはすべて頭をあげ敷皮に戻っているが、これも「御通あつて、頓て本のことくゐるなり、御供の衆のときは、しきかはの上に居へし」という『烏板記』に記された通りの所作を描いたものとみることができる。

③長小結の烏帽子

描き手が図像の細部にこだわっていたことを示す最後の例として

取り上げたいのは、六人の御小者のうちの一人が被る烏帽子である。御小者はすでに見たように、第1場面と第3場面にそれぞれ六人ずつが登場するが、そのなかに第3場面にのみ登場する御小者が一人いる。御殿の前に待機する六人の御小者のうち、前から二人目やや大きめに描かれた御小者で、彼の頭部をよく観察するとそこには長く伸びる角のようなものが見える(部分15)。他の御小者はすべて束髪であり、このような角はむろんない。この角はなんであろうか。

後世の『武家名目抄』はこれと同じ角形をつけた烏帽子の図を掲げ、これに「長小ゆひのえぼし」「長組輪」の呼称をつけている。⁽⁵⁸⁾この「長小結の烏帽子」とは、すでに元服すべき年齢になっても、なんらかの事情で元服できずにいた者が冠した烏帽子で、『走衆故事』にはその着用について次のような一節が見える。

一、長こゆひのえぼしにて走に参勤例事、慈照院殿様御代にも、藤民部殿十六歳にて被召加候て、長こゆひにて久敷祇候。⁽⁵⁹⁾

ここでは元服(一般の烏帽子着用)以前に成人の役職たる御走衆を長小結の烏帽子姿で勤めた者がいた事例として記されているのであるが、画面に見える長小結の烏帽子姿は、ちょうどこれとは逆の例にあたるものと思われる。すなわち、彼の場合はすでに元服すべき年齢に達していながら、童子の役である御小者を勤めるためにあえて長小結の烏帽子姿をしていたと考えられるのである。

長小結の烏帽子姿は、室町時代後期に作られた『厩図屏風』(東京

国立博物館蔵、本圀寺蔵)、『月次風俗図』(東京国立博物館蔵)などの風俗を描いた絵画類にはしばしば登場してくる(参考図版)。『酒飯論絵巻』(個人蔵)には給仕役を勤める幾人もの長小結の烏帽子姿の人物が描かれ、国立歴史民俗博物館蔵『洛中洛外図』A本にもその姿は見えている(参考図版)。

これらいくつかの絵画資料に見える長小結の烏帽子姿は、そのすべてが武士の風俗の一コマとして描かれており、室町時代の武士社会においては、この習俗がきわだつて特徴的な習俗として人々の目に映っていたらしいことがうかがえる。

また本絵巻に見える長小結の烏帽子姿との関係でいえば、国立歴史民俗博物館蔵『洛中洛外図』A本に描かれた長小結の烏帽子姿(左隻第一扇)が特に注目される。⁽⁶¹⁾室町御所の堀のすぐ西を南下する武士の一行のなかに見出だされるその姿は、まさしく行列の先頭を行く小者の姿に描かれているからである。長小結の烏帽子姿のすぐ後には主人とおぼしき素襖・烏帽子姿が続き、さらにその後には素襖・烏帽子姿の三人の武士と、長刀をもった肩衣・四幅袴の中間二人が続く。長小結の烏帽子姿が、行列の先導役としての小者役を勤めることが決して違例ではなかったことをこの『洛中洛外図』の図像は指し示しており、本絵巻における長小結の烏帽子姿の人物がやはり將軍の御小者の習俗の一つとして描かれていたことがこれによって裏付けられる。

むすび

『足利將軍若宮八幡宮參詣繪卷』の画像、とりわけ將軍に供奉する武士たちの画像が、予想以上に正確に描かれていたことが本稿によつて多少なりともあきらかになつたものと思う。本文中では触れることはできなかったが、彼らの衣装文様や、太刀・長刀などの武器についても、武家故実書などの照合によつて、まだまだ新知見が得られるはずである。今後の課題としたい。

また繪卷の画面構成については、第1場面を前半部と後半部の二つに分けて將軍社參の有様を表し、ついで境内案内図ともいふべき第2場面を間に挟んで、クライマックスの第3場面へともつていく、というきわめて巧みな手法が採用されていたことが確認できた。このような画面構成は、繪卷を見る人に將軍の參詣風景を自然な時間の流れのなかで、あたかも眼前に見るかのような印象を与えることに成功しており、本繪卷が当初より詞書を必要としなかつた大きな理由の一つもここにあつたと考えられる。

さらにこの点に関わつて注目されるのは、やはり同時代に数多く作られていた寺社の案内図としての參詣曼荼羅との関係である。本文でも簡単に触れたように、第2場面は參詣曼荼羅の意匠・構成をそのまま採用したものとなっている。詞書をもたないことを含め、本繪卷が形の上では繪卷物の形式を取りながら、実際には參詣曼荼

羅と同じような境内案内図としての機能をも合わせもつていたと考えられる点を重ねて強調しておきたい。⁽⁶²⁾

なお最後にこの繪卷の主人公たる將軍が誰であつたかという点と、その作成時期および作成目的について触れておく。

まずその主人公の將軍であるが、巻頭にある「將軍御社參之躰」という極めてシンプルな墨書を重視すれば、この繪卷は本来特定の將軍をモデルとして作られたものではなかつたと考えられる。その作成目的はあくまでも足利尊氏以来、何十度となく繰り返された歴代將軍の若宮八幡宮參詣の典型的な姿、あるべき姿を描き出すことにあり、巻頭の墨書があえて特定の將軍の名を記さなかつたのも、まさにこのためだつたのではなからうか。

ただそれにもかかわらず、しいていざれかの將軍にそのモデルを求めるとすれば、それは義満でも義持でもなく、それよりもはるかに時代の下つた時期の將軍、すなわち義晴・義輝あたりにこれを求めるのがもつともふさわしいように思われる。それは次のような理由による。

これまた本文中で述べた通り、若宮八幡宮において応仁の乱後の再興が本格化したのは天文年間（一五三二―五五）になつてからのことであつた。この繪卷がちょうどその頃に作成されたと推定されるのは、決して偶然ではなからう。折しも他の寺社でもこの前後に參詣者勧誘を目的とする參詣曼荼羅が陸續と作られていた。⁽⁶³⁾そして、

部分的とはいえ、本絵巻がそれら参詣曼荼羅と同じいわゆる杜内案内図としての機能を兼ね備えていることからすれば、作成目的の一つに再興のための勧進活動があつたであろうことは十分考えられる。

さらに若宮八幡宮の最大の外護者がほかならぬ足利家の将軍であつたことを思い起こせば、絵巻のなかにその時期の将軍、つまり義晴（一五一一―一五〇）もしくは義輝（一五三六―一六五）の姿が描き込まれたとしてもなんら不思議ではない。そればかりか本願成就院が地方の武将を勧化しようとしたとき、画中の將軍の姿はわれわれが想像する以上に大きな効果を發揮したに違いなく、よつて本絵巻で主人公となつている將軍をあえて探し求めるとすれば、義晴・義輝ほどこれにふさわしい將軍はないと私は考へる。

注

(1) 若宮八幡宮の草創とその後の歴史については、魚澄惣五郎「六条左女牛八幡宮について」（『歴史と地理』八一六、一九二二）、宮地直一「六条新八幡宮の性質（上・下）」（『歴史と地理』十一三・四、一九二二）、および海老名尚・福田豊彦「田中穰氏旧蔵典籍古文書」「六条八幡宮造宮注文」について」（『国立歴史民族博物館研究報告』四五、一九九二）参照。

(2) 『古画類聚』は本絵巻から十二図を選び写しているが、採取されたそれらの図には「八幡参詣」「六条参詣」といった注記のほかに、「義満公八幡宮参詣之図」なる注記を付されたものがある。また『古画類聚』の目録は、本絵巻を「鹿苑院殿八幡参詣図」の名で登録する。これらの点については、若杉準治『古画類聚』所載図様の原本について」（『調査研究報告書』『古画類聚』、東京国立博物館、一九九〇）参照。

(3) たとえば『京都市の地名』（平凡社、一九七九）はこの絵巻を「足利義持参詣図絵巻」としており、調査報告書『古画類聚』（前掲注「2」参照）も「足利義持八幡参詣図」をもってこの絵巻の呼び名としている。

(4) 応永十七年八月十五日、足利義持が若宮八幡宮に参詣したことを示す確実な史料を確認することはできなかった。ちなみに室町時代、若宮八幡宮では八月十六日に放生会を執行しており、張り紙の日付が義持の放生会参詣を意味するものとすれば、日がずれていることになる。前日八月十五日は石清水八幡宮の放生会の式日であるため、若宮八幡宮では一日遅れで同会を執行していた。

(5) 村井康彦「同朋衆と阿弥衆―室町文化の形成者」、『武家文化と同朋衆―世阿弥の環境』（『武家文化と同朋衆』、三一書房、一九九一）。

(6) 画風については、絵画史の観点から狩野博幸氏より御教授を受けた。ここに記して謝意を表す。

(7) 二本謙一「足利將軍の出行と走衆」（永原正義先生古稀記念論文集

刊行会『戦国織豊期の政治と文化』、続群書類従完成会、一九九三。

(8)

仁木謙一「室町幕府の格式と栄典授与」(『中世武家儀礼の研究』「吉川弘文館、一九八五」)参照。以下、御相伴衆・御供衆に関しては、同論文によるところが大きい。なお同朋衆も時として騎馬で出行に供奉することがあったことは、『供立之日記』(『群書類従』第二二輯)に「公方様御参内の事、先御成候さきへ御出奉行とて奉行衆兩人乗馬にて参、其次に御物奉行とて同朋一人乗馬にて、御物ハ長からびつ也」とあるところからもあきらかである。また『走衆故実』(『群書類従』第二二輯)には永禄三年(一五六〇)の足利義輝参内時の例として「次御直簾同朋方阿弥馬上すわう白袴」と見え、同朋衆が画面と同じ「素襖白袴」で將軍に供奉していたことが知られる。ただ彼らの騎馬姿についてはいまだよくわからず、ここでは一応、騎馬の人数からははずして考えた。

(9)

『群書類従』第二二輯。

前掲注(8)仁木論文参照。

(10)

前掲注(8)仁木論文参照。『宗五大双紙』(『群書類従』第二二輯)は火氈の馬覆について「又あかきもうせんの鞍おほひハ、公方様の御物の外ハ、大名随分の衆計にしへハかけられ候つる」と述べる。なお、瀬田勝哉氏は、『宗五大艸紙』のこの一節を引用して上杉本『洛中洛外図』右隻第六扇に見える武衛邸前の「二つの赤い毛氈鞍覆」より、そこに描かれた鬮鶏の場面に、公方(將軍)もしくはそれにきわめて近い権威の存在を読み取るべきことを指摘される(「公方の構想―上杉本洛中洛外図の政治秩序―」『洛中洛外の群像』平凡社、一九九四)また絵巻には白傘袋とともに火打袋をもつ従者も見えるが、御供衆の火打袋について、『御供古実』(『群書類従』第二二輯)は次のように述べる。

一、御前など又ハ晴の時、刀ニ火打袋さげ候事、若方々ハ有間敷事ニ候、四拾以後さげ申候由候、四拾以後ハ、御前

へもさげ申候、但御給ニ候得バ、わかき人々も不苦候、年寄候とも晴のときハ斟酌可然候、

これによれば、御供衆では火打袋が四十歳以後の「年寄」の持ち物とされていたことがわかる。画面に火打袋が二つしか描かれていないのは、このためであろう。

(13)

御供衆が御剣役人(御太刀の役人)の指揮に従っていたことは、『供立之日記』『御供古実』「前掲注(9)(10)」に詳しい。

(14)

馬を引く口付役が、御厩者もしくは御厩別当の役であったことは、將軍の乗馬始において「御厩」の者がこれを勤めていることや(『年中恒例記』他)、『家中竹馬記』に「一、貢馬をば管領へ御成有て御覽せらる、御厩の別当三人して引て、管領の御門の内にて御中間請取て」とあることなどからあきらかである。

(15)

御相伴衆には武家と公家の二種類があり、『宗五大艸紙』(『群書類従』第二二輯)が「撰家大臣門跡の御相伴の時ハ、武家の御相伴ハなし」というように、時には武家の御相伴衆が出仕しないこともあった(前掲注(8)二木論文参照)。

(16)

『故実聞書』(『続群書類従』第二四輯下)は「公方様の御はしり衆は六人、又小者も同六人にて候」と記す。また、將軍の参内にあたってこれに扈從する人数に関しても、『年中恒例記』(『続群書類従』第二三輯下)は「一、御供之事、御供衆三騎又は五騎、七騎、同御供の同朋一騎、御小者六人、走衆六人めしつれらる、」と、やはり御小者・御走衆ともに六人であったことを記す。御走衆が六人一組で將軍の出行に供奉することが、足利義政の寛正(一四六〇〜六六)頃に始まることについては、前掲注(8)二木論文参照。

(17)

『群書類従』第二二輯。

(18)

『続群書類従』第二四輯下。小者・走衆なる役は、御供衆の従者にもいたが、その人数は小者の場合は「一、小者の事、五人迄ハ不苦、六人の事ハ斟酌有べし」(『供立之日記』)、「小者、餘多申候へ心得同前事候、但、四五人迄不苦候、六人過てハ有間敷候」(『豊

記抄』『統群書類従』第二四輯下」というように五人以下と定められており、いっぽう走衆のほうは、これとは対照的にその人数を限定されていないかった（『供立之日記』）。先駆け（僮僕）としての小者は、將軍家より人数を多くすることを憚ったのに対して、行列の周辺を警備する走衆は、特に人数の制限をうけなかったであろう。なお『供立之日記』には、「一、やまとうつほの事、遠路へハ用心のために候間、走衆のまた小者に持せらるべし」という一項があり、御供衆の走衆のさらにその下に「また小者」と呼ばれる身分の人々がいたことが知られる。

(19) 文中に見える「かへしも、だち」については第四節参照。また走衆の装束については前掲注(8)二木論文参照。

(20) 『群書類従』第二九輯所収。『永禄六年諸役人附』は「御小者」として「千若」「梅若」のほか、「鶴若」「熊若」「龍若」などの名をあげる。また永禄十一年五月の將軍足利義昭の朝倉亭への御成を記録した『朝倉亭御成記』（『群書類従』第二二輯）は、「一、御小者、右のさき、熊若、鶴若、左のさき、梅若、千若、以上四人参也」と、彼らがこの御成に参加したことを記録する。このほか御小者の名称は見えないものの、延徳二年（一四九〇）七月の足利義材の將軍宣下に先立っての細川政元亭への御成に扈從した「童六人」というのも、御小者のことであろう（『延徳二年將軍宣下記』）。

(21) 『統群書類従』第二三輯下）。
「返し股立ち」を解く時点について、『走衆故実』は「一、御寺御成の事、御供衆下馬在所にて候へば、走衆もも、だちをおろし、さげ太刀にて参候」「一、右京兆其外いづくにても御成候時、彼亭にてハ、やがて返しも、だちをとらぎ、太刀を取、各居、べき所へ行」などと述べる。なお、同書が足利義植の吉見亭への御成の例として記す「自殿中彼亭へ八十町餘候つる、御供衆かちにて候ま、走衆もかへしも、だちをとらず」といった例からも知られる通り、ごく近いところへの供奉の場合、御走衆でも「返し股立ち」を取らないことがあった。

(22) 御供衆は「一、馬上にても、だちハとり申間敷也」（『供立之日記』）というように、馬上においても原則として「返し股立ち」を取ることを禁じられていた。また御供衆の従者たちもまた「一、常の御供の時、指而遠く候はずハ、中間・小者、返しも、だちはとり候間敷候、乍去中間ハ不苦候」（『御供古実』）と、「返し股立ち」姿を許されていないかった。

(23) 御走衆は「刃引」と呼ばれる実戦用の武器を常に携帯していた。また、嘉吉元年（一四四一）六月のいわゆる嘉吉の乱で、赤松の兵と戦い討死した多くは御走衆であった。

(24) たとえば寛正七年（一四六六）二月の足利義政の飯尾之種への御成では、「一、御門役并辻固事、被官人等勤之」と之種の被官人がこれらの役を勤めている（『飯尾宅御成記』）『群書類従』第二二輯）。また、延徳二年（一四九〇）七月の足利義材の細川政元亭御成でも「門役并辻固」は「管領」すなわち細川政元の受け持つところとなっている（『延徳二年將軍宣下記』前掲注(20)参照）。

(25) なお「御供古実」は「一、御門役・辻堅・御こしぞへなどに御参候はん時、つば刀御持候はんずるよりも、小太刀可然候」と記しており、時として御供衆もまた門役・辻固の役を勤めたことが知られる。

(26) 石清水八幡宮の例であるが、康正二年（一四五六）三月の足利義政の場合には善法寺で「小直衣」から「絹蘇芳相文桐唐草」の「浄衣」に着替えて参詣している（『八幡社参記』）『群書類従』第二二輯）。『満濟准后日記』正長二年八月十七日条。

(27) 『群書類従』第二輯。
六条八幡宮における放生会のことを記した『満濟准后日記』には、「神主盛康初出仕十歳、着六位袍、着座祢宜盛 下座二」（応永二十九年八月十六日条）、「供僧着座ノ座、祢宜・神主座、八乙女座等新物出来了」（応永三十二年八月十六日条）などといった記載があり、当社には神主のほか祢宜などがいたことが確認できる。

なお六条八幡宮の祠官については、羽倉敬尚「京都、若宮八幡宮祠官佐家及び石清水八幡宮放生会再興絵巻詞」（『神道史研究』四一六、一九五六）参照。

(29) 豊の身分による使い分けについて、鎌倉時代の『三條中山口伝』

第三（『統群書類従』第三三輯上）は、「公卿家無高麗紫、緑端准高麗、黄端准紫端、両面端准緑端、其體似錦」と記し、室町時代の『海女藻芥』（『群書類従』第二八輯）は「帝王・院、纏端也、神仏前半

豊用纏端、此外実不可用者也、大紋高麗ヲバ親王・大臣用之、以下更不可用、大臣以下公卿、小紋ノ高麗端也、僧中者、僧正以下同、有職・非職ハ紫端也、六位侍ハ黄端ナリ、諸寺諸社三綱等皆用黄端云々、四位・五位・雲客、用紫端也」と定める。

(30) 『吾妻鏡』文治元年十二月三十日条。なお、若宮八幡宮別当職については、前掲注（一）論文参照。

(31) 建武五年八月十一日付「足利尊氏御教書」（『三寶院文書』）。

(32) 「六条八幡宮御拝社記」（『醍醐寺新要録』下）。

(33) ただ一カ所、これより前の將軍の行列と関連して描かれたと思われる凶像がある。門を入つてすぐのところを行く長唐櫃を先頭に進む一団である。彼らはこのあと述べるように將軍からの神前に捧げられる神供を運ぶ家司たちと推定される。

(34) 『若宮八幡宮記録』七（『若宮八幡宮文書・記録』、一九七八）。以下、若宮八幡宮所蔵の文書・記録を用いる場合は同書の番号を付した。

(35) 応永二十六年（一四一九）の三条八幡宮の遷宮神事においては、「神供」が「宮仕宮人」によつて唐櫃で運ばれている（『満濟准后日記』同年四月二十九日条）。

(36) 『満濟准后日記』応永二十九年八月十六日条。

(37) 『満濟准后日記』永享二年八月十六日条。

(38) 『満濟准后日記』応永三十二年八月十六日条。

(39) 各種の参詣曼荼羅や洛中洛外図には、「切り貼り」的に配列された同種の凶像がしばしば用いられていることについては、西山克「社

寺参詣曼荼羅についての覚書II」（『藤沢市史紀要』七、一九八九）参照。これら凶像の意義については、筆者も論じたことがある（拙稿「参詣曼荼羅の空間構成―清水寺参詣曼荼羅」を素材として「京都国立博物館『学叢』一三、一九九一」）。

(40) 前掲注（一）海老名尚・福田豊彦論文参照。

(41) 「竈神殿」とは、絵巻では「御供所」となっている施設がこれに相当するのであろう。画面の「御供所」では大きな「竈」が火にかけられている。また「御倉」は「経蔵」を、また「楽屋」は舞楽の演奏者たちが座を占める板葺きの建物をこれに比定することができよう。

(42) 『三寶院文書』（『大日本史料』七一三）。

(43) 『満濟准后日記』応永三十四年正月十七日条。

(44) 『満濟准后日記』永享五年八月十六日条。

(45) 『若宮八幡宮文書』二三（『若宮八幡宮文書・記録』）。この時に六条八幡宮の再興勸進を請け負つた「成就院」とは、清水寺の成就院のことであろう。応仁の乱後の再建のため清水寺に入った願阿弥の率いる勸進集団が、以後、長く清水寺成就院に定着、広く他の寺社の勸進をも請け負つていたことについては、拙稿「中世的「勸進」の変質過程―清水寺における「本願」出現の契機をめぐつて―」（『古文書研究』三四、一九九一）参照。

(46) 『若宮八幡宮文書』二七、二八。『大館常興日記』天文七年九月一日条。

(47) 『若宮八幡宮文書』四七。

(48) 『新修京都叢書』第一〇。

(49) 『新修京都叢書』第一六。江戸時代に源頼朝に仮託して作られたといわれる「六条八幡宮縁起」もまた「神前より山鳩来て口より棕の実をおとせり」とする（『若宮八幡宮文書・記録』）。

(50) このほか本絵巻がいかにか社頭の施設をよく描いていたかを示すものとしては、四足門を入つてすぐのところに見える八角形の石造の手洗鉢がある。この手洗鉢は今も若宮八幡宮の御殿前に安置さ

れており、その実在を確かめることができるものである。ちなみに側面に至徳三年九月五日の年記が刻まれており、足利義満寄進と伝えられる。また、第3画面になるが、本殿の後ろに「明井」の注記を記した井戸と、「幡竹」と書かれた柵で囲われた一群の竹が描かれている。このうち「幡竹」についてはその来歴を詳らかにしえないものの、「明井」は後深草院が長講堂での灌頂のときに用いたという「六條若宮の關伽井」がこれにあたるのであろう。

『山州名跡志』巻第二二はこの井戸について次のように記す。

後深草院御灌頂長講堂ニテ侍リケルニ、寅時ノ水トラセ玉ハ
ントテ、六條若宮ノ關伽井ニ臨幸ノコトアリ、此井今不詳、
案ニ云佐女牛井蓋是ナラン歟、若爾今云醒井通ニ所在佐女牛
井、是ヲ誤者歟、

これらの図像は、この絵巻が全体としても社頭案内図としての性格を具備していたことを示すものといえる。

(51) 『増訂故実叢書』三四。

(52) 前掲注(17) 参照。

(53) 前掲注(17) 参照。

(54) 『続群書類従』第二四輯下。

(55) 前掲注(17) 参照。

(56) 『続群書類従』第二四輯下。

敷皮・引敷について、『家中竹馬記』(『群書類従』第二三輯)は「一、鋪皮と云は、鹿の皮にてして弓場始などの時、敷を云、是はする様あり、引敷と云は何皮にてもして緒を付也」と記す。

(58) 『増訂故実叢書』。

前掲注(17) 参照。

東京国立博物館蔵、本圀寺蔵の「既図屏風」、および東京国立博物館蔵「月次風俗図屏風」の長小結の烏帽子姿については、狩野博幸編著『近世風俗画』二、三(淡交社、一九九一)が部分カラー写真を載せる。

なお、これらの長小結の烏帽子姿を描く絵画資料は、すべて十

六世紀初頭から中葉にかけて作成されたものであり、この習俗の盛期がうかがわれる(狩野博幸編著『近世風俗画』二、三。並木誠士「酒飯論絵巻考―原本の確定とその位置付け―」、『美学』一七七、一九九四)。

(61) 『洛中洛外図大観』「町田家旧蔵本」(小学館、一九八七)の「左

隻第一扇3」部分図参照。

(62) 参詣曼荼羅が寺社の宗教的な境内案内図として作成されたことについては、拙稿『参詣曼荼羅』(至文堂『日本の美術』三三二、一九九三) 参照。

(63) 前掲注(62) 拙稿。ならびに大阪市立博物館編『社寺参詣曼荼羅』

(平凡社、一九八七) 参照。

(64) 時代は少し下るが『若宮八幡宮文書』には、西国の有力武將を勧化のために尋ね歩いたことを示す小早川隆景、吉川元春らの書状(二七、二八)が残る。また、本社の本願となった清水寺の成就院が、諸国の戦国武將の間に連絡網を張り巡らしていたことについては、前掲注(45) 拙稿参照。